

5 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定等 (第32条・第33条)

■都市洪水想定区域の指定

流域水害対策計画において定められた都市洪水（河川のはん濫）の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合の

- ・都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保する
- ・都市洪水による被害の軽減を図る

ことを目的として、特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定。ただし、特定都市河川が水防法に基づく洪水予報指定河川又は水位周知河川である場合を除く。

■都市浸水想定区域の指定

流域水害対策計画において定められた都市浸水（内水による溢水又は湛水等の浸水）の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合の、

- ・都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保する
- ・都市浸水による被害の軽減を図る

ことを目的として、都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定。ただし、その区域について、水防法に基づく雨水出水浸水想定区域の指定がされている場合を除く。

■区域の指定・公表にあたっては、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにする。

■市町村防災会議は洪水等情報の伝達方法、避難場所、地下街への情報伝達方法等を市町村地域防災計画に定め、住民に周知させるよう努める。

■地下街管理者は、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び公表に努めなければならない。